

沿岸広域振興局長告示第15号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

令和元年10月1日

沿岸広域振興局長 石川 義 晃

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大船渡広田陸前高田線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
陸前高田市米崎町字沼田82番6地先から高田町字大石沖311地先まで	新	m 44.4～7.1	m 3,023.9
陸前高田市米崎町字沼田82番6地先から58番1地先まで	旧	9.3～7.1	75.9

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - (1) 場所 沿岸広域振興局土木部大船渡土木センター
 - (2) 期間 令和元年10月1日から同年11月1日まで